

川西市民間留守家庭児童育成クラブ運営支援事業補助金交付事業者
公募型プロポーザルにかかるQ&A

令和5年10月19日時点

No.	質問	回答
1	運営費の補助は毎年交付されますか。5年のみというような制限はありますか。	補助金は、議会の議決を得て、予算の範囲内で毎年交付します。民設民営留守家庭児童育成クラブ（以下、「民間クラブ」という。）に対する補助は、令和5年度においても行っており、川西市として補助事業を開始した平成29年度以降、継続して交付しています。
2	川西市民間留守家庭児童育成クラブ運営支援事業補助金交付要綱 別表 1.放課後児童健全育成事業 2.基準額欄等に記載の「支援の単位」とは何ですか。	支援の単位とは、留守家庭児童育成クラブにおける児童の集団の規模のことです。放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準では、「支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるもの」とされています。児童が相互に関係を構築したり、一つの集団としてまとまりを持って生活したり、支援員等が個々の児童・児童の集団との信頼関係を築いたりすることができる人数として、おおむね40人以下とされています。
3	補助基準額は現状のままですか。	通常、国の交付要綱の改正に合わせて変更しています。
4	賃借料が、川西市民間留守家庭児童育成クラブ運営支援事業補助金交付要綱の放課後児童クラブ運営支援事業（賃借料補助）の補助基準額（上限）を上回る場合は、運営費補助の経費に計上できますか。	賃借料補助については、川西市民間留守家庭児童育成クラブ運営支援事業補助金（以下、「市補助金」という。）において、「放課後児童クラブ運営支援事業（賃借料補助）」として、3,066,000円（令和5年度実績）を年間上限で補助しています。なお、賃借料補助は、「放課後児童健全育成事業実施要綱（こども家庭庁育成局長）」（以下、「実施要綱」という。）別添4に該当するものです。運営費補助については、市補助金において、放課後児童健全育成事業として、放課後児童健全育成事業の運営に必要な経費（他の事業の対象となる経費を除く）を対象経費として補助していますが、二重計上とならなければ、賃借料補助の上限を超える部分を、運営費補助の対象に含めていただいで構いません。なお、運営費補助は、実施要綱別添1に該当するものです。ただし、別添4については、利用者負担を求めてはならないこととしておりますので、上限額を超える部分を別添1に含める場合も、利用者負担を求めないように十分に留意してください。
5	市補助金交付要綱の、放課後児童健全育成事業 イ 開所日数加算額 の算出方法について、「(年間開所日数-250日)×19,000円（1日8時間以上開所する場合）」とされていますが、平日についても1日8時間以上開所しなくてはならないのでしょうか。	放課後児童クラブの開所日数については、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号）により、年間250日以上を原則として、その地方における児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して定めることとされています。この年間250日というのは、学校の年間授業日数や長期休暇期間等における平日の日数等を勘案し設定しており、この日数を超えて開所する場合、その日数に応じて開所日数加算額が補助基準額（上限額）に加算されます。したがって、開所日数加算の対象となる開所日が長期休暇期間等に当たることを想定し、市補助金交付要綱では「(年間開所日数-250日)×19,000円（1日8時間以上開所する場合）」としているところであり、平日について1日8時間以上の開所を必要としているものではありません。
6	市補助金交付要綱の、放課後児童健全育成事業 ウ 長時間開所加算額に記載している「年間平均時間」とは何ですか。	学校の授業の休業日以外の日（平日）と学校の授業の休業日（長期休暇期間等）それぞれにおいて、放課後児童クラブの開所時間の年間平均に応じて、長時間開所加算額が補助基準額（上限額）に加算されます。 (長時間開所加算額の計算例) 【平日分】 ・平日の開所時間が13:00～20:00（7時間）の場合 長時間開所加算額（平日分）＝（7時間－6時間）×409,000円（令和5年度）＝409,000円 【長期休暇等分】 ・土曜日の開所時間が9時間で開所日数が50日、 ・長期休暇期間の開所時間が11時間で開所日数が50日の場合 ①年間の延べ開所時間を算出 （土曜日）（長期休暇期間） 9時間×50日＋11時間×50日＝1,000時間 ②1日当たりの平均開所時間を算出 1,000時間÷（50日＋50日）＝10時間 ③長時間開設加算額（長期休暇等分）の基準額を算出 （10時間－8時間）×184,000円（令和5年度）＝368,000円 ※土曜日・日曜日・長期休暇期間によって開所時間が異なる場合は、長期休暇等分に当たる日（学校休業日）のうち、8時間以上の開所日における、平均開所時間により算定します。

補助金関係

補助金関係	7	市補助金交付要綱の別表、小規模放課後児童クラブ支援事業について、「小規模」に該当するのはどういふのですか。	小規模放課後児童クラブ支援事業の対象となる放課後児童クラブは、実施要綱別添1の3～10（1）及び11（1）の内容を満たすことを基本とし、一の支援の単位を構成する児童の数が、19人以下のものであります。該当する放課後児童クラブにおける2人目以降の放課後児童支援員等のに係る人件費を計上するものです。詳細は、実施要綱の別添8及び市補助金交付要綱をご確認ください。
	8	市補助金交付要綱の「4 放課後児童支援員等処遇改善等事業」の「育成支援に従事する職員」とはそのことだけを専任で行う職員のことをいふのですか。	放課後児童健全育成事業を行う者で、家庭、学校等との連絡および情報交換等の育成支援を行っており、そのうちいずれかの業務に従事する職員等のことをいいます。詳細は、実施要綱の別添6 放課後児童支援員等処遇改善等事業をご確認ください。
	9	市補助金交付要綱の「5 障害児受入強化推進事業」について、障がい児を3人以上受け入れた場合、放課後児童クラブ支援事業（障害児受入推進事業）と重複して補助があるとの理解で問題ないですか。	障害児受入強化推進事業については、障がい児を3人以上受け入れる場合、対応する職員を1名以上配置し、追加で要する人件費（障がい児対応職員2人目以降分）を計上するものです。詳細は、実施要綱の別添7 障害児受入強化推進事業をご確認ください。
	10	市補助金交付要綱の「6 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」について、「（2）概ね経験年数5年以上の放課後児童支援員で、一定の研修を受講した者を配置」とありますが、「一定の研修」とは具体的にどういった内容の研修ですか。	一定の研修とは、都道府県又は市町村が実施する「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」（平成27年5月21日雇発0521第19号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別添5「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」の「II放課後児童支援員等資質向上事業」に基づく研修又は同程度の研修で、市町村が適当と認める研修のことをいいます。具体的には、兵庫県が実施する放課後児童支援員等資質向上研修や市が実施する研修で、放課後児童健全育成事業の運営や子どもの育成支援に関する事項について、基礎的な知識や事例、技術等の共有を図ることを目的としたテーマを設定しているものなどが該当します。
	11	募集要項11頁「8 補助金額」で、「補助金交付決定前に契約又は実施している施設の改修や、備品の購入費用、修繕費用等については、補助の対象とはなりません。」とありますが、これによると、賃貸借契約を補助金交付決定前に締結すると賃借料に係る補助金が交付されないということですか。	施設改修費や備品購入費と違い、開所前月分の賃借料・礼金については補助金交付決定前に賃貸借契約を締結した場合であっても補助対象となりますが、応募受付開始前（令和5年10月18日以前）に締結した賃貸借契約時に支払った礼金は補助対象となりません。
対象経費	12	開設準備経費に敷金は計上できないのですか。	対象外となります。
	13	開設準備経費に賃借料（開所前月分）とありますが、改装するにあたり、少なくとも令和5年2月から賃借料が発生しますが開所前々月分は対象外ですか。	開所前々月分は対象外となります。
	14	物件を借りるに当たり、保証会社への保証料の支払がありますが、この保証料は開設準備経費に該当しますか。	対象外となります。
	15	今回の申請にコンサルの方に手伝わってもらっていますが、このコンサル料は開設準備経費に該当しますか。	対象外となります。
	16	告知のためのチラシ印刷やホームページ作成の料金は対象経費となりますか。	令和5年度に補助する開設準備経費の対象経費は、施設の整備・修繕及び備品の購入並びに開設準備経費（礼金・賃借料（開所前月分））となりますので、告知のためのチラシ印刷等の経費は対象とはなりません。令和6年度以降は、運営費補助の対象経費に計上してください。
	17	児童の送迎に使用する車の駐車場代は賃借料と考えてよろしいでしょうか？	はい、お見込みのとおり、「賃借料」の対象となります。つきましては、令和6年度以降、「放課後児童健全育成事業」（実施要綱：別添1）の運営費補助の対象経費として計上してください。
施設・物件	18	小学校の敷地内の施設を借りることはできますか。	できません。
	19	物件に条件はありますか（木造は不可等）。	施設については、川西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例を満たしているほか、建築基準法や消防法等、各種法令を遵守していることが必要です。また、採光や換気などの保健衛生及び児童に対する危害防止に十分な考慮を払う必要があります（「川西市放課後児童健全育成事業開設・運営の手引き」3～4頁参照）。なお、施設・設備に関する基準等の主旨は、「子どもが安心して過ごせる生活の場」の確保であることから、専用区画（一人当たり1.65㎡以上）の確保だけでなく、手洗い場・トイレ・台所設備・専用ロッカー・靴箱等の設備が必要となり、市が設置する川西市民間留守家庭児童育成クラブ運営支援事業補助金交付事業者公募型プロポーザルに係る審査委員会にて、書類審査、プレゼンテーション及びヒアリング審査で審査させていただくこととなります。
	20	幼稚園や保育所などの空き教室を使用することは可能ですか。	事業者において、民間施設と交渉のうえ、ご使用いただくことは可能です。ただし、放課後児童健全育成事業の開所時間と、幼稚園・保育所が開所時間が重複する場合には、動線を確保し事故防止を図るなど、安全確保には十分にご留意ください。なお、公立就学前教育保育施設の使用はできません。
	21	募集要項11頁の「8 補助金額」に、「既存施設の改修を行った上」とありますが、改修の意味・範囲は。新築物件を借りた場合にも対象となりますか。	趣旨は、民家・アパート・テナントなど既存施設を改修する点にありますので、床板やカーベットの張り替え、壁紙のはり替えなどの軽微な改修を想定しています。建物の構造を変えるような改修や、建物の効果を増加させるような改修は対象外となります。なお、新築物件の場合でも、専用区画の整備にあたって改修が必要な場合には、「改修経費」に含めることが可能です。

多様なサービス・活動	22	放課後児童健全育成事業とそれ以外の営利事業（事業者のその他事業）との費用按分の考え方について教えてください。	別添、「参考資料」をご参照ください。																																																																															
	23	運営主体の営利事業の参加者（放課後児童健全育成事業以外の部分のみ利用する児童）が、放課後児童健全育成事業を実施している部屋を通して、営利事業実施の部屋へ移動するのは可能ですか。	運営主体の営利事業と放課後児童健全育成事業で使用する部屋（専用区画）が明確に切り離されていれば、移動は可能です。																																																																															
	24	1日開所日（長期休業中の平日・土曜日など）の給食提供は可能ですか。	民間事業者の自主事業として、長期休業期間中などの給食（昼食）の提供は可能です。提案内容は審査の対象にもなります。 なお、公設公営留守家庭児童育成クラブ（以下、「公設クラブ」という。）では、川西市立中学校給食センター事業者の自主事業による夏季休業期間中の昼食配食サービスを令和5年度から実施しています。今後、民間クラブでの実施の可否について検討を行う予定としています。																																																																															
	25	付加事業を留守家庭児童育成クラブの時間で行う場合に、月謝等を徴収することは可能ですか。	可能です。ただし、過大な月謝とならないよう料金設定を行ったうえで、事前に保護者に十分説明し、希望者のみを対象としてください。また選択制とすることで、選択しない児童が不利益を被らないようにしてください。																																																																															
	26	留守家庭児童育成クラブの付加事業として実施する「漢検・英検」などの試験時に、スポット利用の児童を含めて実施することは可能ですか。また、イベントやパーティーなどのみ利用する「スポット利用」は可能ですか。	差し支えありませんが、必要な経費について、放課後児童健全育成事業の補助対象とはなりません。																																																																															
児童の募集等	27	久代小学校区・緑台小学校区・陽明小学校区でどれぐらいの待機児童が出る見込みですか。	現在、令和6年度の入所申込み受付期間前であるため、待機児童数は判明していません。以下の令和2年度から令和5年度までの児童数推移及び令和6年度の児童数見込みを参考にしてください。 留守家庭児童育成クラブ 児童数推移 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">小学校区</th> <th colspan="3">R2年度</th> <th colspan="3">R3年度</th> <th colspan="3">R4年度</th> <th colspan="3">R5年度</th> <th colspan="3">R6年度(見込み)</th> </tr> <tr> <th>申請者数</th> <th>入所者数</th> <th>待機者数</th> <th>申請者数</th> <th>入所者数</th> <th>待機者数</th> <th>申請者数</th> <th>入所者数</th> <th>待機者数</th> <th>申請者数※</th> <th>入所者数</th> <th>待機者数</th> <th>申請者数※</th> <th>入所者数</th> <th>待機者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>久代</td> <td>91</td> <td>91</td> <td>0</td> <td>88</td> <td>87</td> <td>1</td> <td>96</td> <td>96</td> <td>0</td> <td>117</td> <td>114</td> <td>3</td> <td>139</td> <td>136</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>緑台</td> <td>34</td> <td>34</td> <td>0</td> <td>47</td> <td>47</td> <td>0</td> <td>47</td> <td>47</td> <td>0</td> <td>64</td> <td>62</td> <td>2</td> <td>83</td> <td>81</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>陽明</td> <td>36</td> <td>36</td> <td>0</td> <td>40</td> <td>40</td> <td>0</td> <td>37</td> <td>37</td> <td>0</td> <td>55</td> <td>51</td> <td>4</td> <td>63</td> <td>55</td> <td>8</td> </tr> </tbody> </table> <p>R2年度～R5年度は、各年度5月1日時点の実績。R6年度は、担当課で作成している推計に基づく見込み。 ※R5年度及びR6年度の入所者数には、通年入所者数に加え、夏季休業期間中のみの育成クラブ入所者数を含む。</p>	小学校区	R2年度			R3年度			R4年度			R5年度			R6年度(見込み)			申請者数	入所者数	待機者数	申請者数	入所者数	待機者数	申請者数	入所者数	待機者数	申請者数※	入所者数	待機者数	申請者数※	入所者数	待機者数	久代	91	91	0	88	87	1	96	96	0	117	114	3	139	136	3	緑台	34	34	0	47	47	0	47	47	0	64	62	2	83	81	2	陽明	36	36	0	40	40	0	37	37	0	55	51	4	63	55	8
	小学校区	R2年度			R3年度			R4年度			R5年度			R6年度(見込み)																																																																				
		申請者数	入所者数	待機者数	申請者数	入所者数	待機者数	申請者数	入所者数	待機者数	申請者数※	入所者数	待機者数	申請者数※	入所者数	待機者数																																																																		
久代	91	91	0	88	87	1	96	96	0	117	114	3	139	136	3																																																																			
緑台	34	34	0	47	47	0	47	47	0	64	62	2	83	81	2																																																																			
陽明	36	36	0	40	40	0	37	37	0	55	51	4	63	55	8																																																																			
28	今後も夏季休業期間中のみの育成クラブは実施予定ですか。	公設クラブでは、待機児童対策として、一部の小学校区において夏季休業期間中のみの育成クラブの開所を実施しています。 久代小・緑台小・陽明小学校区では、令和5年度から夏季休業期間中のみの育成クラブを実施しており、令和6年度も引き続き実施予定です（陽明小学校区児童は緑台小学校で合同受け入れの予定）。																																																																																
29	募集要項3頁の「3 応募条件」（2）提案事業の条件③ 運営関連で、「入所児童の募集・選考・決定は、事業者の負担において実施すること」とありますが、令和6年度の留守家庭児童育成クラブの入所児童募集はすでに開始されており、事業を開始した時点で児童の入所施設が決定している状態です。そのような状況で令和6年度の児童募集を行うことになりませんが、市としてのサポートはありますか（例えば、対象校区の児童の保護者へのチラシ配布・すでに入所施設が決定している児童の保護者への施設変更可能のお知らせ）。	お見込みの通り、公設クラブ・民間クラブともに11月から申し込みを開始し、公設クラブでは1月中旬～下旬に内定または待機をお知らせする予定です。 このことを踏まえ、市の対応としては、民間クラブの開所決定後、新規民間クラブについて市ホームページでの情報発信や、対象校区の申請者へ新規開所の旨を個別送付するなどの取り組みを想定しています。対象学校にチラシ配布を希望される場合は、小学校側と調整します。																																																																																
その他	30	募集要項6～9頁の「5 応募書類」の応募書類番8「収支計画」には開業準備に係る経費をすべて計上する必要がありますか。	すべて計上いただく必要があります。																																																																															
	31	補助を受けることになった場合、支援員の募集を2月1日から開始する予定ですが、募集の斡旋など市としての対応はありますか（例えば、現時点で各児童クラブから応援に来ていただくなど）。	支援員の募集などについては、各民間クラブで行うこととしていますので、斡旋やスタッフの応援派遣などは行う予定はありません。ただし、市ホームページ上で各民間クラブのホームページと連絡先を公開していますので、例えば民間クラブで作成した「スタッフ募集」のホームページのリンクを掲載するなどの方法により、周知することは可能と考えています。																																																																															
	32	支援員の配置開始時間（学校の授業がある日）について、14時からの配置でもいいですか。	民間クラブにおいては、公設クラブの開所時間以上の時間を開所することが必要です。 平日（長期休業中・代休日・土曜日を除く）について、原則、公設クラブは13時15分から開所していますので、民間クラブにおいても、13時15からの開所が必要で、「放課後児童支援員2人（1名を除き、補助員をもってこれに代えることができる）」以上の配置が必要となります。																																																																															
	33	新たに法人を設立する場合、いつまでに設立する必要がありますか。	プロポーザル審査結果通知（令和6年1月末予定）後、川西市民間留守家庭児童育成クラブ運営支援事業補助金の交付申請時点では法人が設立されている必要があります（2月上旬）。なお、法人設立には時間を要しますので、十分にご留意ください。																																																																															